

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 2 月から 63 年 6 月まで  
② 平成元年 1 月から同年 3 月まで

平成元年から自営業を始めたので、国民年金保険料の納付をしようと思い、時期は覚えていないが、A市B区役所で、3か月分と6か月分の手書きの夫婦分の納付書を数年分作ってもらった。当時、仕事の関係で出向いていたC県やD県の郵便局で、時期は覚えていないが、自分で保険料を納付した。昭和60年2月から同年9月までは、当時、パート勤務だったので厚生年金保険への加入意識は無く、夫と同じ国民年金未納期間の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の前後は過年度納付しているが、この当時、A市B区役所では、申出者に過年度納付書の作成業務を行っている上、申立人自身も、3か月分と6か月分の過年度納付書を作ってもらったと述べていることから、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない上、申立期間②は3か月と短期間である。

申立期間①について、申立人は、時期は不明であるものの、A市B区役所で夫婦二人分の過年度納付書を作成してもらったのは1回のみであり、その際に3か月納付できない期間があると同区役所で言われたと述べている。

また、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、昭和63年7月分から同年12月分まで及び平成元年分の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、過年度納付書が作成された時期は、口座振替が開始された2年8月頃と推認され、その時期を基準にすると申立期間①は時効により保険料が納付できない期間であったものと考えられる上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平

成元年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 2 月から 63 年 6 月まで  
② 平成元年 1 月から同年 3 月まで

平成元年から自営業を始めたので、国民年金保険料の納付をしようと思い、時期は覚えていないが、妻が、A市B区役所で、3か月分と6か月分の手書きの夫婦分の納付書を数年分作ってもらった。当時、仕事の関係で出向していたC県やD県の郵便局で、時期は覚えていないが、妻が保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の前後は過年度納付しているが、この当時、A市B区役所では、申出者に過年度納付書の作成業務を行っている上、申立人の妻も、3か月分と6か月分の過年度納付書を作ってもらったと述べていることから、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない上、申立期間②は3か月と短期間である。

申立期間①について、申立人の妻は、時期は不明であるものの、A市B区役所で夫婦二人分の過年度納付書を作成してもらったのは1回のみであり、その際に3か月納付できない期間があると同区役所で言われたと述べている。

また、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、昭和63年7月分から同年12月分まで及び平成元年分の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、過年度納付書が作成された時期は、口座振替が開始された2年8月頃と推認され、その時期を基準にすると申立期間①は時効により保険料が納付できない期間であったものと考えられる上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月3日から同年3月1日まで

A社とB社の厚生年金保険被保険者記録の間に欠落があるが、その頃に会社名が変わっただけで私は同じ場所で継続して勤務していたので、A社の資格喪失日を昭和36年3月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社C支店からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は昭和36年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社C支店において引き続き有すべきものである。

また、申立期間における標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和36年1月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主にも確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から46年3月まで

高校を卒業後、A市B町のC店に双子の兄と一緒に就職した。当時の国民年金の支払は、C店の主人が管理しており、店を辞める際、年金手帳を受け取った。双子の兄は納付済みになっているのに、私だけ未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする勤務先の店主は既に亡くなっており、当時の状況を聴取することができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月頃に払い出されており、申立期間直後の同年4月から47年3月までの国民年金保険料が46年12月21日に納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に行われたものと考えるのが自然である。

さらに、一緒に勤務していたとする申立人の実兄は、勤務先を退職後、D市で、昭和49年11月頃に国民年金手帳記号番号が父親と連番で払い出されている上、特殊台帳によると、申立期間の保険料は、第2回特例納付で納付されていることが確認できることから、勤務先の店主が兄弟の国民年金保険料を納付していたとの申立人の主張は不合理である。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係者の証言も得られない上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 25 日から 32 年 1 月 1 日まで  
中学を卒業後すぐに、A市B町にあったC社D店に就職した。給料計算は同社本店で行っていたと聞いた。入社してから1年が過ぎた頃、同社D店が独立しE社に屋号変更した。健康保険証もあったことから厚生年金保険料を支払っていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人が申立期間の業務内容及び周辺事情を具体的に供述していることから、申立人が、申立期間においてC社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない上、当該事業所の事業を承継したE社に係る健康保険厚生年金保険事業所台帳によると、同社は昭和32年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、E社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚からは、同社が適用事業所となる以前から厚生年金保険料が控除されていたとする供述は得られなかった。

さらに、E社は、昭和54年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 2272

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 22 日から同年 7 月 17 日まで

A社（現在は、B社）には1か月半ほど勤めた。給料は2回もらった。2回目の給料はC社に入社してから、もらいに行った記憶がある。厚生年金保険の記録を見てみると、A社で勤務した期間の記録が無い。記録を訂正し、申立期間を厚生年金保険被保険者であった期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、当時、A社で勤務していた複数の同僚は、申立人を覚えていない旨供述しており、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除についての供述を得ることができない。

また、B社は、商法上の資料保存期間が経過し、既に資料を処分した旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において、健康保険整理番号は連番となっており、欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 5 日から 62 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 59 年 11 月 5 日から 62 年 3 月 31 日まで A 市役所 B 課（現在は、A 市役所 C 課）に臨時職員として同市立 D 事業所に勤務した。正規職員と同様に勤務していたので厚生年金保険に加入していたはずである。現在も同市内の事業所に勤務しているが、臨時職員は給与から社会保険料が引かれており、当時も同様であったと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 市役所 C 課から提出された同市立 D 事業所の雇員名簿から、申立人は、申立期間において同事業所に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、上記名簿において申立人の前後に記載されている臨時職員及び A 市内の他事業所で勤務していた臨時職員は、臨時職員として勤務していた期間の厚生年金保険の記録を確認することができない。

また、申立期間当時、申立人は、国民健康保険及び国民年金に加入し保険料を納付している上、A 市立 D 事業所を統括する同市役所 C 課の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号は連番となっており欠番も無い。

さらに、A 市役所 C 課は申立期間当時の保険料控除については不明と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和 44 年 10 月から 47 年 5 月までの標準報酬月額が実際の給与額より低額になっている。44 年 10 月から 45 年 7 月までは、7 万円から 8 万円くらい、同年 8 月から 46 年 9 月までは、7 万円から 9 万円くらい、同年 10 月から 47 年 5 月までは、9 万円から 10 万円くらいの給与であった。標準報酬月額を実際の給与に見合った額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の記録が、実際の給与額より低額になっていると申し立てている。

しかしながら、B厚生年金基金を引き継いだ企業年金連合会から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人と同日の昭和 44 年 4 月 1 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 106 名の同僚の標準報酬月額は、申立人の申立期間における標準報酬月額とほぼ同額で推移しており、当該同僚の記録と比べ、申立人の記録のみが低額であったという事情は見当たらない。

さらに、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額は、事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致しており、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、A社及びC健康保険組合には当時の資料は保存されておらず、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 21 日から同年 10 月 1 日まで  
A社で勤めていた。同社からは最低7か月間は勤めてほしいと言われたので、7か月ほど勤務したと記憶している。しかし、オンライン記録によると、厚生年金保険の加入記録が3か月しかないのでおかしい。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、複数の同僚に照会したところ、これらの者からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができなかった。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに申立期間当時の事業主は既に死亡しており、A社は既に解散しているため、当時の資料が残っておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。